

身近に不公正な取引は ありませんか？



例えばこんな取引は、
独占禁止法上問題となるおそれがあります

漁協が組合員に対して

- 販売事業の利用を強制すること
- 系統外出荷を制限すること
- 系統外出荷を行う組合員が漁協の販売事業を利用せずに自身で販売した水産物について、徴収の根拠が明瞭ではない販売手数料や口銭などの手数料を徴収すること

・・・など

(=販売事業は組合員自らの自由意思に基づいて利用するもの)

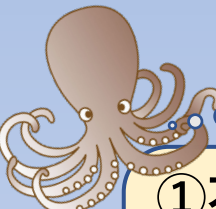


組合に対する独占禁止法の適用除外

- 独占禁止法は、協同組合の一定の行為（共同購入、共同販売等）について適用除外規定を設けています。
- 水産業協同組合法に基づき設立された、漁協及び漁連の行為についても、①任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入又は脱退できること、②組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること等の各要件を満たしている場合は、独占禁止法の適用が除外されます。



ただし！

- 
- ①不公正な取引方法を用いる場合、又は
 - ②一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合、適用除外とはなりません。

漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口を設置しました

【水産庁ウェブサイト】

https://www.contactus.maff.go.jp/jfa/form/keiei/tekiseitorihiki_madoguchi.html

こちらのQRコードからも読みとれます



(担当) 水産庁漁政部水産経営課 ☎ 03-3502-8416 (直通)